

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第21回）議事概要

1 日時 平成26年9月17日（水）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

荒谷明治（地），岩谷直子（家），小野洋一（地家），葛西 聡（地），佐藤恵子（地家），沢森順子（家），須藤一夫（地家），高木勝己（家），高橋麻規子（家），竹中司郎（家），田中一彦（地），田中宏幸（地家），成田高（地），林 博美（地），若山恵佐雄（地家）

(2) 説明者

西岡慶記民事部裁判官，小野和夫地裁事務局長・田川二照家裁事務局長，岸浪宏治地裁事務局次長・石山義人家裁事務局次長，小林美樹雄民事首席書記官，佐々木稔家裁首席書記官，近野太家裁総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 小野所長あいさつ

(3) 新委員の紹介（敬称略）

小野洋一，能代谷潤治，成田高，田中一彦

(4) 委員長選出

地方裁判所委員会規則第6条第1項及び家庭裁判所委員会規則第6条第1項に定める委員の互選により，小野委員が地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の委員長に選任された。

(5) 協議テーマ

ア 労働審判制度について

イ 成年後見制度について

(6) 意見交換の要旨 (◎委員長, ○委員, □説明者)

ア 労働審判制度について

- 労働審判制度について、配布資料を引用しながら、制度の概要、運用状況等を説明した。
- ◎ 労働審判制度の特徴として、迅速な解決、労働審判委員会の人的構成、労働審判の効力について御説明したが、これらの点について、御意見、御感想をお伺いしたい。
- リーフレットには、終局事由として調停成立と労働審判が記載されているが、両者はどのように違うのか。
- 労働審判の申立てをし、期日における審理、話合いの結果、双方合意すれば調停成立となり、合意に至らなければ審判となる。
- 代理人になれるのは弁護士だけか。
- 裁判所の許可があれば弁護士以外の者でも代理人となれるが、実情として、弁護士以外の者が代理人となったケースはほとんどない。
- 労働審判制度は非常に有意義な制度であると思うが、裁判所ではどのようなPRを行っているのか。
- 裁判所のホームページで手続概要を説明しており、そこからパンフレットも印刷できる。このパンフレットは当庁の1階と4階の人目につきやすいところに備え置き、来庁された方に御自由にお持ちいただいているほか、県や市町村、県警、弁護士会、法テラス、消費生活センター、労働局及び労働基準監督署にも備え置きを依頼している。

その他、毎月、県内市町村へ資料を送付し、広報誌に裁判所で定めた広報テーマの掲載を依頼しているが、毎年1回程度は個別労働紛争解決手続がテーマとなっている。

なお、青森労働局で開催されている「個別労働紛争解決制度関係機関青

森連絡協議会」に出席し、労働審判制度に関する情報提供も行っている。

- 弁護士として、労働審判にも関わってきたが、訴訟と違い、約三か月で解決できることは非常に良い制度だと感じている。

一方、事件は本庁でしか取り扱わないため、支部所在地に労働者と使用者が住んでいる場合でも、本庁まで出向かなくてはならないことは、負担が大きい。裁判所としての事情はあるとは思いますが、支部でも手続ができるよう配慮していただけるとありがたい。

- 労働審判を本庁のみで取り扱う理由の一つとして、労働審判員の確保等の問題がある。

なお、当事者が遠隔地に居住している場合は、電話会議やテレビ会議を使って話し合いを行うことも可能である。

- 審理の結果、審判に至ったが異議が出されて訴訟となった場合に、労働審判に関与した裁判官が訴訟の審理を担当することはあるのか。ある場合は、その裁判官を除斥することはできるのか。

- 法的に関与できないとする規定はないので、労働審判と訴訟が同じ裁判官となることはあり得る。この場合は、労働審判と訴訟は別の手続であるので、労働審判で提出されていた証拠についても、訴訟では改めて提出する必要がある。

- ◎ 青森地裁では同じ裁判官とならないような取り決めはないのか。

- 青森地裁では、同じ裁判官が担当しないように配慮している。

- 労働局の行政手続と裁判所の司法手続の違いは何か。両者で何らかの棲み分けや、どちらの手続を選択しなければならないとのルールはあるのか。また、労働審判申立ての前にあっせん手続を行う必要があるのか。

- 労働審判の申立てをする前に労働局のあっせん手続が必要というものでなく、どちらの手続を選択するかは自由である。

両者の手続の違いとして、労働局の手続の終局結果に強制力はないが、

労働審判の場合は、調停や審判に基づき強制執行をすることができる。また、労働局のあっせん手続は申立て費用は不要であるが、裁判所の場合は申立手数料が必要となる。

イ 成年後見制度について

- 成年後見制度について、配布資料に基づき制度概要、利用状況、不正防止策等を説明した。
- 手続の教示を求めて家裁に来庁した方に、どのような対応をしているのか。
- 本庁の場合は、1階の家事受付センターで対応する。まずは、別室で手続案内のDVDを見ていただいてから口頭で説明を行っている。このDVDは、制度一般と申立て方法に関する説明と、後見人に選任されてからの業務内容に関する説明の2種類があり、時間としては2本で1時間程度である。
- 申立てに当たっては、鑑定費用が必要と思われるが、大体いくらくらい必要なのか。
- 鑑定は全ての案件で実施しているものではなく、主治医の診断書で判断能力が明白な場合は、一般的に鑑定を行わない。しかし、判断能力が後見と保佐の境界線にあるといった場合には鑑定を行うことになる。鑑定費用は、医師によっても異なるが、5万円から10万円程度の範囲である。
- 任意後見の利用はどの程度進んでいるのか。
- 任意後見について具体的な数値は持ち合わせていないので詳しいことは申し上げられないが、あまり多くないとの印象を持っている。
- 任意後見制度も非常に意義のある制度だと思うが、裁判所としてもっと広めていくべきではないか。
- その必要性も感じているところであるが、成年後見制度の事件数が多く

なっていることもあり、成年後見手続を優先している状況である。

- 成年後見支援信託制度は現金等が1000万円以上の場合に銀行に預ける制度であるとの説明であったが、1000万円を超えるような財産はペイオフを考えた場合、1か所の銀行に預けるのか、複数に分割するのか難しいと思うが、このようなケースはどのように対応しているのか。
- どこの銀行に預けるかは、専門職後見人が判断することとなる。
- 親族後見人による不正があった場合でも、業務上横領罪として責任を問われるケースもあるとのことだが、親族間の場合は刑罰を免除するような特例があったと思うがこのようなケースはあったか。また、業務上横領罪は懲役の上限は10年であるが、個人的には成年後見横領罪を新たに定め、より重い20年くらいにしてはどうかと思う。
- 数年前に、後見人が親族の場合であっても、裁判所に選任された後見人という公的性格もあり、業務上横領罪が成立するとの最高裁の判例が出された。

なお、裁判所では、不正があった場合は、全てのケースで告発が必要であるか検討しているが、例えば生活苦から財産を使い込んでしまったケースで既に賠償済みであるといった場合は、告発しないケースもある。

- 後見人が適切でないと考えられる場合、後見人を変更することができるのか。その場合、誰が申立てできるのか。
- 後見人には、定期的に財産目録、収支予定表、預金通帳等を裁判所に提出させて、確認している。問題があると思われる場合は裁判所に来てもらって、調査官の調査や裁判官の審問を行い、事案の内容を把握するようしており、後見業務を適切に行っていないと思われる場合は解任することもある。後見人は裁判所が職権で選任するものであるが、後見人に問題があると思われる場合は、親族から新たに後見人の選任を申し出ることもできる。

◎ 裁判所では成年後見制度の広報をどのように行っているのか。

□ 裁判所のホームページにおいて制度の説明をしている他、パンフレットや申立書のひな形も印刷することができるようになっている。また、裁判所の庁舎の見学に訪れる団体が成年後見制度に関する説明を希望した場合には、担当者から具体的な説明を行ってきたところである。さらに、10月8日開催の「法の日」週間記念行事として、成年後見制度をテーマとした寸劇を含む広報活動を計画しているところである。また、裁判所では希望する団体へ赴き出前講義も行ってきたところであるが、この際の講義のテーマとして成年後見制度の希望があれば、これにお応えすることも可能である。

(7) 次回開催期日及びテーマ

平成27年2月10日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマは地方裁判所委員会が「裁判員制度について」、家庭裁判所委員会
が「家事事件における子の意思の把握について」とする

(8) 閉会